令和８年 11 月５日
国　土　交　通　省
鉄　　道　　局

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

１．政令の題名

独立行政法人鉄道建設･運輸施設整備支援機構法施行令の一部を改正する政令

２．意見公募手続を実施しなかった理由

本件は、予算の定めるところにより金銭（空港アクセス鉄道整備費利子補給金）を給付する決定のために必要となる事項として、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による交付対象の給付金として空港アクセス鉄道整備費利子補給金を規定するものであり、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第３号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

３．公布日・施行日

公布・施行：令和８年 11 月５日（木）

【参照条文】

〇行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一・二　（略）

三　予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四～八　（略）